

第1条（会員）

会員は、ヤマダメンバーズカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオークハウスカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社を株式会社ヤマダ電機（以下「提携会社」という。）とします。

第3条（提携会社での利用の場合の支払方法）

会員規約第20条(1)の加盟店の支払方法は次のとおりです。

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払いとみなします。
- (2) 会員が翌月1回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いを指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払いの場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払いのボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

(a) 支払回数（回）	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18
(b) 支払期間（ヵ月）	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14	16	18
(c) 実質年率（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.1	11.1
(d) 利用代金100円当たりの 手数料の額（円）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	8.0	9.0

(a) 支払回数（回）	20	24	30	36	42	48	54	60	ボーナス一括払	ボーナス2回払
(b) 支払期間（ヵ月）	20	24	30	36	42	48	54	60	1～7	5～12
(c) 実質年率（％）	11.2	9.8	9.4	9.1	9.6	9.3	9.4	9.2	0.0	6.1～19.5
(d) 利用代金100円当たりの 手数料の額（円）	10.0	10.5	12.5	14.5	18.0	20.0	23.0	25.0	0.0	4.8

〔例〕 利用代金	100,000円	18回払い
手数料	$100,000円 \times 9.00円 \div 100円 = 9,000円$	
支払総額	$100,000円 + 9,000円 = 109,000円$	
第1回分割支払額	7,000円	
第2回以降分割支払額	6,000円	

- (3) ボーナス一括払いの支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月とします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.0%）。支払期間は、1ヵ月から7ヵ月とします。
- (4) ボーナス2回払いの支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のいずれかの組合せとします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限ら

せていただき、ボーナス月の支払金額は利用代金と手数料を合算した額の2分の1ずつを支払うものとし、端数が発生する場合は初回の支払月に算入し支払うものとします。ただし、利用できる期間及び金額については指定があります。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は4.8円（実質年率6.1%～19.5%）、支払期間は、5 ヶ月から12 ヶ月とします。

第4条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

(1) （カードキャッシングの種類）

カードキャッシングの返済方法は毎月元利定額リボルビング返済（以下「定額リボルビング方式」）とします。

(2) （カードキャッシングの支払方法）

①定額リボルビング方式の毎月の定額返済額は、会社が定めた利用可能枠に応じ、下表のとおりとします。

ご利用可能枠	月々の返済額
100,000 円	5,000 円
300,000 円	15,000 円
500,000 円	20,000 円

当該返済額には借入残高に対する年18.0%の割合による借入日数に応じた利息を含むものとします。借入日数は、金銭の借入日の翌日ないし前回返済期日の翌日から当月の返済期日までとします。

②定額リボルビング方式の利息計算は次のとおりとなります。約定利息=残債務元金×①の利率（実質年率）×借入日数÷365日

③新規に金銭の借入れ又は借入残高がない場合の返済開始期日は、利用月の翌月26日とします。

④借入残高と利息の合計額が、定額返済額に満たないときは、返済額は、その合計額とします。

〈具体的算定例〉

利用可能枠10万円・実質年率18.0%・定額リボルビング払い・最低返済額5千円で1月1日に10万円を利用し、約定通りの返済の場合

・返済期間・回数 2年1ヵ月・25回

・返済金合計額 121,517円

第5条（規約の適用等）

(1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。

(2) 会員規約第17条の規定は、本特約を変更する場合に、これを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

株式会社セディナ

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(13)第00166号